

## 日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

## 第二部 労働運動

## 第三編 農民運動

## 第三章 農民団体の現状

## 第一節 日本農民組合

◇結成 一九四六年二月九日

◇経過 結成当時一五万前後の組合員を有する全国的単一農民組合として発足し、四七年二月第二回大会当時には一二五万人の農民を組織す。第二回大会に日農刷新同盟(のちの全国農民組合)分裂せるも、組合員数の減少はわずかであった。一九四九年四月第三回大会に先だつ中央委員会において、主体性確立同盟派と統一懇談会派の組織上の分裂があり、日農本部機構は二分さる。第三回大会当時の組合員数一七〇万人余と称す。(組合員数の詳細は「農民の組織状況」の項を見よ)

◇本部事務所と機関紙

日農(主体性派)本部 東京都港区新橋二ノ一一  
機関紙「日本農民新聞」

日農(統一派)本部 東京都千代田区丸ノ内三ノ一  
機関紙「農民新聞」

◇役員(一九四九年四月第三回大会直後)

(統一派)中央委員長黒田壽男 書記長小原嘉 会計宮脇朝男 会計監査中田新、喜多幸章(中央常任委員については第四章日農大会の項を見よ)

[一九四九年七月黒田氏の委員長辞任にともない労農党、社会党系の役員の多くは辞して主体性派に合流す、現役員は次の通り]

日農中央常任委員(第二回大会及び中常委で決定)

中央委員長黒田壽男、副委員長野溝勝、書記長兼組織統制部長大西俊夫、会計菊地重作、情報宣伝部長岡田宗治、調査部長稲村順三、争議部長清沢俊英、法律部長中村高一(のちに公職追放)教育文化部長大沢久明、協同組合部長八百板正、技術開拓部長大島義晴、山口武秀、大屋政夫、下坂正英、宮脇朝雄、機関紙部長田中織之進、佐竹新市、成瀬喜五郎、斉藤久雄、原広吉

分裂後の日農両本部の役員次のとおり。

日農(統一派)本部役員

書記長兼会計小原嘉(長野)中央常任委員山口武秀(茨城)深沢義守(山梨)竹村奈良一(奈良)木村栄(島根)堀江実蔵(鳥取)萩田甚(大阪)米津源一(愛知)福島義一(静岡)斉藤貞次(千葉)古川兵次(長野)小松原翠(栃木)浜野清(栃木)

日農主体性派役員

最高委員黒田壽男 野溝勝 統制委員長清沢俊英 財務委員長山本源次郎(死亡) 指導局長岡田宗治 教育宣伝部長玉井裕吉 政治部長上林與市郎 農業政策部長江田三郎 調査部長伊藤

## 中央執行委員

岡田宗治(東京)玉井裕吉(新潟)上林與市郎(山形)江田三郎(岡山)豊下吉次(秋田)山内二郎(福島)田中清逸(宮城)田村勘次(群馬)栗原悦太郎(群馬)大和田正三(茨城)板橋英雄(東京)若林忠一(長野)白井安太郎(新潟)竹内五郎(新潟)矢後嘉蔵、岡良一(石川)足鹿覚(鳥取)佐竹新市(広島)福家シケミ(香川)成瀬喜五郎(徳島)北口栄(福岡)野上健次(大分)大森眞一郎(本部)伊藤実(本部)藤田勇(死亡)(右の役員は一月一五日の農民組合合同大会にて決定したもの)

## 日農の綱領と主張

(これは結成大会に於て決定され、第二同大会に於て修正されたものである)

### 綱領

- 一、土地制度の徹底的改革を期す
- 一、新農業組織の確立と発達を期す
- 一、民主的農村生活と文化の建設を期す

### 当面の主張

- 一、土地改革の徹底と耕作権の確立
- 一、小作料の徹底的引下げと金納制断行
- 一、軍用、工場用、宅地用の不急遊閑地の解放
- 一、寺社有耕地の農民団体管理
- 一、大規模農地の国営開拓
- 一、劣悪地開墾に対する国庫補助
- 一、山林原野御料地不用牧場の解放
- 一、国公営機械農場の創設
- 一、農業生産共同経営の助成
- 一、農業及農家生活科学化指導機関の創設
- 一、肥料、飼料、種苗の国営
- 一、農具其他農家必需物資割当生産制の実施及公開配給による民主的配給制確立
- 一、農産物供出割当制の自主化
- 一、生産費と利潤ある農産物価格制の確立
- 一、農業経営資金の簡易融通
- 一、農業保険制度の拡充
- 一、農業会其他官僚的地主的農業団体の民主化
- 一、協同組合及漁民組合との提携
- 一、労働組合との提携
- 一、農民組合法の制定
- 一、民主的農村諸団体との提携
- 一、全国単一農民組合の完成

## 日本農民組法規約

### 第一章 総則

第一條 本組合は日本農民組合と称し総本部を東京に置く

第二條 本組合は我国に於ける耕作農民又は日雇農其他本組合の承認したる者を以て組織す

第三條 本組合は宣言綱領の実現を期するを以て目的とす

### 第二章 機関

## 第一節 大会

第四條 本組合の最高決議機関は、組合大会代議員、中央委員、中央委員長、書記長及会計、会計監督を以て構成し、本組合の重要な事項一切を審議す

第五條 大会は毎年一回中央委員長之を招集す、但し中央委員会に於て必要と認めたるときは臨時大会を開催することを得

第六條 大会代議員は原則として連合会を選挙区とし其の選出方法は中央委員会に於て決定す

第七條 大会の議長及副議長は大会に於て選出す

第八條 大会は大会代議員の半数以上の出席を以て成立し、議事は出席代議員の過半数を以て決す、可否同数の場合は議長之を決す

## 第二節 中央委員会

第九條 中央委員会は、中央委員、中央委員長、書記長及会計、会計監督を以て構成し、大会より次期大会に至る間の決議機関にして其の決議事項に就ては大会に責任を負うものとす

中央委員会は中央委員長必要と認めたる時之を招集す。但中央委員三分の一以上の要求あるときは中央委員会を招集することを要す

第一〇條 常任中央委員会は、常任中央委員、中央委員長、書記長及会計を以て構成し組合の常務を執行す

## 第三章 役員

第一一條 本組合に左の役員を置く

一、中央委員長 一名

二、中央委員 若干名

三、常任中央委員 若干名

四、書記長 一名

五、会計 一名

六、会計監督 若干名

七、部長 若干名

第一二條 中央委員長は大会に於て選出し、本組合を代表し之を統轄す

第一三條 書記長は大会に於て選出し、中央委員長を補佐し、本組合一切の事務を管掌す

第一四條 会計は大会に於て選出し、本組合の会計事務を管掌す

第一五條 会計監督は大会に於て選出し、本組合の会計を監督す

第一六條 部長は常任中央委員会に於て任免し、当該部門の事務を管掌す

第一七條 中央委員は大会に於て選出す

第一八條 常任中央委員会は中央委員の互選とす

第一九條 本組合の役員の任期は大会より任期大会までとす

第二〇條 本組合は常任中央委員会の任命により書記若干名を置く

## 第四章 総本部

第二一條 総本部は中央委員会の事務機関にして、中央委員長、書記長、会計、部長、部員及書記を以て構成し、事務局に左の部門を置く。組織部、協同組合部、情報宣伝部、調査部、統制部、教育文化部、開拓部、青年部、婦人部、政治部、法律部

第二二條 各部に部長一名部員若干名を置く、部員は常任中央委員会に於て任免す

第二三條 総本部は中央委員会の推薦による顧問若干名を置くことを得

## 第五章 組織

### 第一節 支部

第二四條 支部は規約準則に従い市町村を単位として之を組織す

第二五條 支部の設立は、組合員名簿、役員住所氏名及支部規約組合費一ヵ年分を添え、連合会に届出で承認を得ることを要す

### 第二節 連合会

第二六條 連合会は規約準則に従い都道府縣を単位として之を組織す

第二七條 連合会の設立は、所属支部役員の住所氏名及事務所所在地を中央委員会に届出で承認を得ることを要す

第二八條 本組合の経費は組合員の負担とし組合員より徴収す

第二九條 総本部費は組合員一名に付年額三円とし連合会支部に於て之を定む

第三〇條 本組合の予算の決定、予算の承認は大会の審議を経ることを要す

第三一條 本組合の会計年度は一月一日より翌年一月三十一日迄とす

## 第七章 機関紙

第三二條 本組合は総本部に於て機関紙を発行す

第三三條 機関紙の経費は特別会計とす

## 第八章 規律

第三四條 本組合員にして左の各号の一に該当する行爲ありたる者は中央委員会に於て除名す

一、本組合の宣言綱領に違反する行爲

一、本組合の面目を汚損する行爲

一、本組合の統制を紊す行爲

## 第九章 附則

第三五條 本規約は大会に於て出席代議員三分の二以上の賛成を得るに非ざれば修正変更することを得ず

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---